

～～注意事項～～

- 1 保険給付の対象とならないもの、他法(健康保険法を除く)により給付を受けたものは本事業の対象外。保険給付の対象となることを証するため、健康保険における療養費の支給決定書等を添付すること。
- 2 受給者本人以外が申請する場合は、委任状(様式5)が必要(受給者が死亡している場合を除く)。なお、受給者本人が18歳未満の場合は、保護者が申請することが可能(保護者が申請する場合、委任状の提出は不要)。
- 3 振込先口座には、原則、申請者名義のものを記載すること。
- 4 銀行名・支店名・口座名義・口座番号が分かる預金通帳等の写しを添付すること。
- 5 添付される医師の意見書等
 - (1) 治療用装具の購入費
受給者証の有効期間内において、指定難病との因果関係、装具名、装具を必要とする理由、装具による効果が証された記載内容であることが必要。
 - (2) あんま・マッサージ及びはり・きゅうの施術費
受給者証の有効期間内の施術に関するものであり、指定難病との因果関係、施術に同意した理由、施術に同意した年月日、加療期間を記載したものであることが必要。
- 6 申請が可能な期間は、当該申請に係る治療用装具を購入した月(あんま等の施術を受けた月)又は受給者証が交付された月のいずれか後の月の翌月から5年間。

～～添付書類～～

以下に該当する場合は、必要書類をご提出ください。

| 項 目 | 必 要 書 類 |
|-----------------------------|---|
| 受給者が死亡し、住民票が別の方(親族等)が申請する場合 | 受給者と申請者との続柄を確認できる書類 例)戸籍(除籍)謄本 ※申請者が、同一の住民票世帯の場合は不要 |
| 受給者が18歳未満で、住民票が別の保護者が申請する場合 | 受給者と保護者との続柄を確認できる書類 例)住民票、医療保険確認資料 (資格確認書・資格情報のお知らせ等) ※申請する保護者が、同一の住民票世帯の場合は不要 |